

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

- 救急医療機関の認定  
(医療整備課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
(障害福祉課) 一
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上の配慮に関する基準  
(住宅課) 一
- 土地改良区の定款変更の認可(二件)  
(東部地方振興事務所) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定  
(下水道課) 二
- 開発行為に関する工事の完了  
(建築宅地課) 二

## 告 示

○宮城県告示第四百四十七号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

美里町立南郷病院

美里町木間塚字原田五番地

平成二十九年五月一日

平成三十二年四月三十日

○宮城県告示第四百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一二〇〇五六一	Seed Company 登米市迫町新田字狼ノ欠二十番地十二	就労継続支援B型	特定非営利活動法人わらいの館四季	平成二十九年五月一日
○四一二六〇〇二六	就労サポートセンター Iあがいん 富谷市成田八丁目一	就労移行支援	特定非営利活動法人ふうとばんく東北GAIAIN	平成二十九年五月一日

○宮城県告示第四百四十九号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第六条第一項第三号に規定する長期優良住宅建築等計画に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上の配慮に関する基準を次のように定め、平成二十九年五月二日から施行する。

平成二十九年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建築をしようとする住宅が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画、同項第二号に規定する防災街区整備地区計画、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画又は集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地域整備計画が定められている区域に限る。)内にある場合には、当該住宅が当該区域に係る全ての当該地区計画等に定める建築物に関する事項(建築物の敷地、構

造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限のうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八條の二第一項の規定により条例で定められていないものに限る。）に適合していること。

二 建築をしようとする住宅が景観法（平成十六年法律第百十号）第八條第一項に規定する景観計画の区域内にある場合には、当該住宅が当該景観計画に定める建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していること。

三 建築をしようとする住宅が次に掲げる区域又は地区内にある場合には、長期優良住宅建築等計画の認定は行わない。

1 都市計画法第四條第四項に規定する促進区域

2 都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設の区域

3 都市計画法第四條第七項に規定する市街地開発事業の施行区域

4 都市計画法第四條第八項に規定する市街地開発事業等予定区域

5 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第八條第一項の規定による告示があった日後における同法第二條第三項に規定する改良地区

四 前号の規定にかかわらず、建築しようとする住宅が許認可等により長期にわたり前号の区域又は地区内にあることが明らかである場合は、長期優良住宅建築等計画の認定をすることができる。

○宮城県告示第四百五十号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十條第二項の規定により、平成二十九年四月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年五月二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加藤 慶 太

○宮城県告示第四百五十一号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十條第二項の規定により、平成二十九年四月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年五月二日

宮城県東部地方振興事務所

公 告

所長 加藤 慶 太

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
平成二十九年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県流域下水道事業財務会計システム開発業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年四月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青葉区一番町一丁目九番一号 仙台トラストタワー二十一階

五 契約金額 四千三百八十四万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十九年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 気仙沼市赤岩杉ノ沢八番二、八番四、十七番五、同赤岩平貝八十五番一、八十七番一、九十番一、九十番二、九十番四、九十一番一、九十一番二、九十一番三、九十一番五、九十一番六、九十一番七、九十一番八、九十一番九、九十一番十、九十一番一地先の水の一部、九十番一地先の道の一部
- 気仙沼市田中百八十四番地

気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）